但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借（メンテナンスリース）
入札申請関係書類

① 入札公告（写し）

② 入札説明書

③ 仕様書

④ 仕様確認申込書、入札内訳書

⑤ 仕様等に関する質問書

⑥ 提出書類等の注意事項

⑦ 契約書（ひな型）

⑧ 誓約書（２種類）

⑨ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

⑩ 様式８（第５の 16 関係）誓約書

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課　物品班　中山
〒650-8567
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
TEL　078－341－7711（内線75784）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月16日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　調達内容

(1) 調達物品及び数量
但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借（メンテナンスリース）

(2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間
令和９年５月15日（土）から令和16年５月14日（日）まで

(4) 納入場所
但馬長寿の郷
（詳細は納車先連絡表のとおり）

(5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。
なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

２　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店･営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650―8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県出納局物品管理課　担当　中山
電話(078)341―7711　内線75784　ＦＡＸ(078)362－3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年11月20日（金）は午後４時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和８年11月30日（月）午後２時20分　出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和８年11月26日（木）午後５時から同月30日（月）午後２時20分まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に行うこと。

４　仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年11月20日（金）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所　前記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

「仕様確認申込書」

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ　提出方法　電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果　令和８年11月26日（木）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

５　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の100分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた

額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ　入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借（メンテナンスリース）

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 賃貸借期間

令和９年５月15日（土）から令和16年５月14日（日）まで

(5) 納入場所

但馬長寿の郷

（詳細は納車先連絡表のとおり）

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年11月20日（金）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条

例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後８時まで（令和８年11月20日（金）は午後４時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年11月26日（木）午後５時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年11月20日（金）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）

電話番号(078)341－7711（内線75784）　ＦＡＸ(078)362－3928

ウ　提出書類

（ア）仕様確認

「仕様確認申込書」

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

仕様等に関する質問書による

エ　提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年11月26日（木）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

６　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和８年11月16日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時

まで（正午から午後１時までを除く。）

７　開札の場所及び日時

(1) 場所　出納局物品管理課

(2) 日時　令和８年11月30日（月）午後２時20分

８　入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和８年11月26日（木）午後５時から同月30日（月）午後２時20分まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に入札を行うこと。

９　入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

(2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の 100 分の５以上の額を、令和８年11月27日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年11月27日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和８年12月10日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、

無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

①　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

②　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13　入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年12月10日（木）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。
ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。
イ　契約書は、電磁的記録により双方で保有する。
ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18　調達事務担当部局

〒650―8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１
兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341―7711　内線75784)

仕　様　書

1　件名

但馬長寿の郷公用車3台の賃貸借（メンテナンスリース）

2　対象となる車両

(1)	台数	3台
(2)	車種等	別紙「自動車仕様書」のとおり
(3)	借入場所	別表のとおり
(4)	月間予定走行距離	別表のとおり
(5)	賃貸借期間	別表のとおり
(6)	車両の引渡	別表の納車日までに各借入場所に納車すること
(7)	その他	納入する車両は別紙「自動車仕様書」の要件を満たした新規登録車両とすること。

3　メンテナンス内容

メンテナンス時には、指定整備工場等へ持ち込まれた車両を、以下のとおり点検・整備を実施するものとする。

なお、仕様書別表に示した整備工場を希望するが、対応できない場合は代わりの整備工場でも可とする。

(1)　スケジュール点検

下記項目について、６ヶ月毎に実施する。

エンジン	・ファンベルトのたわみ量	・エンジンオイルの量
	・冷却水の量	・エンジンオイルの汚れ
	・ファンベルトの損傷	・エンジンのかかり具合、異音
	・低速及び加速の状態	・バッテリーの液量
	・バッテリーの比重	
ステアリング	・パワーステアリングベルトの緩み	
ブレーキ	・ブレーキオイルの液量	・ブレーキの引きしろ
	・ブレーキペダルの遊び	・ブレーキのきき具合
	・ブレーキペダルの踏み残りしろ	
	・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態	
タイヤ	・タイヤの空気圧	・タイヤの溝の深さ
	・タイヤの亀裂、損傷	・タイヤの異常な摩耗
その他	・計器類の作用	・ワイパーの作用
	・灯火装置の作用	・ウォーニングランプの作用
	・ウィンドウォッシャの作用	・ウィンドウォッシャの液量
	・シートベルトの作用	・エアーコンディショナーの作用
	・下回り各部の損傷、漏れ	・スペアタイヤジャッキ
	・集中ドアロック	・パワーウインドウ
	・その他別に定める仕様書のとおり	

(2)　法定点検

(3)　継続車検整備

(4)　エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）

(5)　タイヤ交換（夏用タイヤ、冬用タイヤ）（必要に応じて）

※冬用タイヤ交換はオプションに冬用タイヤを含む場合のみとする

(6)　パンク修理（縁石等の接触による損傷・破損・バーストは除く）

(7)　バッテリー交換（必要に応じて）

(8)　各種消耗品の交換及び補充（必要に応じて）

(9)　故障修理

(10)　その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

４　メンテナンスに含まないもの
(1)　日常点検
(2)　燃料代、駐車料金、高速道路料金
(3)　県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
(4)　経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
(5)　県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用
(6)　代車提供
(7)　事故又は県の過失による故障時のレッカー費用
(8)　天災地変、その他の不可抗力に起因する修理

５　リース料に含まれるもの
(1)　自動車税種別割・軽自動車税種別割
(2)　自動車重量税
(3)　自動車損害賠償責任保険料
(4)　自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
(5)　登録納車費用
(6)　自動車リサイクル料金
(7)　３に定めるメンテナンスに要する費用

６　リース料の支払い
(1)　支払回数
　受注者は、各車両に係る当該月分の賃貸借料の合計額を、翌月１０日までに請求することが出来る。
(2)　支払期日
　県が請求書を受理した日から起算して３０日以内に当該賃貸借料を支払うものとする。

７　事故処理
　事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、県の負担により車両を修理するものとする。

８　その他
(1)　落札後、下記項目について記載した整備計画書を納車先に提出のうえ、説明をすること。
・メーカー名、車名
・上記３「メンテナンス内容」に示した各項目の点検・整備内容
・メンテナンススケジュール
・メンテナンス工場名、担当者、連絡先
・ディーラー名、担当者名、連絡先
(2)　点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
(3)　点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
(4)　車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
(5)　点検、整備を行う場合は、当該車両配置所属の管理担当者と調整の上、他の車両の点検・整備との重複を避ける等可能な限り公務の支障とならないようにすること。
(6)　事故、故障等、使用に支障が生じる場合は、万全な体制で迅速に対応すること。
(7)　自動車製造メーカーの責めによる瑕疵等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
　なお、リコール等の場合、原則として県が販売店等に持ち込むこととする。
(8)　任意自動車保険は、兵庫県の責任により別途加入する。
(9)　各リース車両の契約期間満了時において、車両の状態等により、兵庫県及び受注者が協議のうえ、再リース契約を締結できることとする。
(10) リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
(11) 自動車メーカーが標準装備としている装備については、取外しを行わないこと。

自動車仕様書

1	種　　類	貨物車	
2	台　　数	3	台
3	駆　　動	4	WD
4	排　気　量	1500	cc
5	積　載　量	400（250）	kg
6	乗車定員	5	人
7	色	白	色
8	ド　ア　数	5	ドア
9	納入場所	但馬長寿の郷	
10	標準装備		

・AT　・パワステ　・エアバッグ（運転席及び助手席）　・AM/FMラジオ
・電源ソケット　・エアコン　・パワーウィンド（前席）
・電動リモコンドアミラー　・集中ドアロック

11	文字入れ	なし

12 付　属　品　（外囲みのもの）

・半シートカバー（１組）　・サイドバイザー
・フロアマット　・フォグランプ
・バックモニター（ｲﾝﾅｰﾐﾗｰに投影）　・三角停止板
・ＥＴＣ（ベーシックタイプ）
・ドライブレコーダー（前後方）
・カーナビ（TV機能なし）
・ホイール付きスタッドレスタイヤ（タイヤ交換有）

その他
・リア間欠ワイパー　・寒冷地仕様

13 兵庫県公用車に係る電動車等導入指針に定義する「低公害車」とする。

【水大気課意見】
なし　[協議回答番号：0859-1]

仕様書別表

No	種類	排気量	駆動	借入場所 （保管場所）	月間予定 走行距離	賃貸借期間	納車日	希望整備工場	希望整備工場 担当者	希望整備工場 電話番号
1	貨物車	1500cc	4WD	但馬長寿の郷	1000km	R9.5.15 ～ R16.5.14	R9.5.31	(有)赤江サービス工場	清水	079-662-6238
2	貨物車	1500cc	4WD	但馬長寿の郷	1000km	R9.5.15 ～ R16.5.14	R9.5.31	(有)赤江サービス工場	清水	079-662-6238
3	貨物車	1500cc	4WD	但馬長寿の郷	1000km	R9.5.15 ～ R16.5.14	R9.5.31	(有)赤江サービス工場	清水	079-662-6238

別紙１　納車先連絡表

No	種類	部局	部局 担当者	県民局等	借入場所 （保管場所）	借入場所 （保管場所）住所	納車先 担当者	納車先 電話番号
1	貨物車	福祉部	木下	但馬県民局	但馬長寿の郷	養父市八鹿町国木694-10	遠池	079-662-8456
2	貨物車	福祉部	木下	但馬県民局	但馬長寿の郷	養父市八鹿町国木694-10	遠池	079-662-8456
3	貨物車	福祉部	木下	但馬県民局	但馬長寿の郷	養父市八鹿町国木694-10	遠池	079-662-8456

仕様確認申込書

件名:　　但馬長寿の郷公用車3台の賃貸借（メンテナンスリース）

会社名:

担当者:

電　話:

ＦＡＸ:

メール:

N0	車種	借入場所 （保管場所）	メーカー	車名	型式	賃貸借期間	台　数	摘要
1	貨物車	但馬長寿の郷				7年	3	
2								
3								

※メーカー・車名・型式等記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期限までに提出してください。

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札内訳書

件名：　　但馬長寿の郷公用車3台の賃貸借（メンテナンスリース）

NO	車種	借入場所 （保管場所）	メーカー	車名	型式	1台あたりの 金額（月額）	台　数	摘要
1	貨物車	但馬長寿の郷					3	
					合計	0		

※　太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	

案件名	但馬長寿の郷公用車3台の賃貸借（メンテナンスリース）

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

提 出 書 類 等 の 注 意 事 項

１　入札参加申込み時（期限：　令和８年11月20日（金）午後４時）

(1)　事前協議に必要な書類

「仕様確認申込書」及びカタログ（車種、メーカー、車名、型式明示）等

(2)　県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」

提出方法は、電子入札共同運営システムにより提出する場合は、一般競争入札参加申請時にファイルを添付の上、提出してください。書面により提出する場合は、ＦＡＸ又は持参により提出願います。

２　仕様に関する質問について（期限：同上）

仕様に関する質問は、仕様等に関する質問書により、**令和８年11月20日（金）午後４時**までに提出願います。提出方法は、上記１と同じです。

３　入札保証金の納付について（令和８年11月27日（金）正午締切）

(1)　入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

(2)　２年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途送付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

４　開札日時（令和８年11月30日（月）午後２時20分）

本件は、電子入札案件です。

入札は、**令和８年11月26日（木）午後５時から令和８年11月30日（月）午後２時20分**までの間に「電子入札共同運営システム」により行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。なお、同システムは毎日午前９時から午後８時までの間に利用できます。

５　入札額について

入札額は、１箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を入力してください。

＊消費税及び地方消費税（相当額）は、契約の段階で加算します。

６　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても「電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、**令和８年11月27日（金）午後２時20分**、入札不調時の見積書提出期限は同日午後を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

７　契約時について（落札業者のみ）

(1)　契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア　書面の契約書の場合

物品管理課で準備する２通の契約書に記名・押印してください。

イ　電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2)　契約保証金

本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の **100 分の 10 以上**の額の契約保証金を納付して下さい。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保

証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の 16 関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

※ 注）この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班(担当:中山)
TEL:078－341－7711(内線75784)　FAX:078－362－3928
○ システムに関する質問先:【電子調達ヘルプデスク】
TEL:0120－554－538　平日(月曜～金曜日)の9時から18時

賃　貸　借　契　約　書（案）

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、別表の但馬長寿の郷公用車３台（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（目的）

第１条　乙は、甲に対して、この契約の条項に従って、別表記載の自動車をリースするとともに、これに伴うメンテナンスサービスを提供し、甲は、乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

（賃貸借期間）

第２条　賃貸借期間は、別表記載のとおりとする。

（賃貸借料）

第３条　月額賃貸借料は、別表記載のとおりとする。ただし、賃貸借期間中に１か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃借料は、日割計算により算出するものとする。この場合において、当該金額に１円未満の端数を生じたときは、その金額を切り捨てるものとする。

２　前項の賃貸借料には、仕様書（５　リース料に含まれるもの）記載事項が含まれるものとする。

（賃貸借料の請求）

第４条　乙は、毎月 10 日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第５条　甲は、前条の規定による乙からの正当な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、＿＿＿＿＿＿＿＿

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（リース車両の引渡し）

第８条　甲へのリース車両の引渡しは、売主が自動車登録の完了の後、仕様書に定める期日までに借入場所において行うものとする。

２　甲は、リース車両の引渡しを受けた後、３日以内にこれを点検し、瑕疵のないことを確認するものとする。

３　甲は、リース車両に設計、材質、製造上の瑕疵、その他不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。

（使用及び管理）

第９条　甲は、リース車両を使用するに当たっては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い、安全運転に努めるものとする。

２　甲は、リース車両を別表に定める借入場所で保管するものとし、場所を変更しようとするときは事前に乙に報告しなければならない。事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

３　甲は、甲の責任で甲の職員などにリース車両を使用、保管等させることができる。この場合、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を承認させ、遵守させるものとする。

４　甲は、乙がリース車両の保管、使用状況を調査するため保管場所への立ち入り、説明若しくは資料の提出等を求めたときは、異議なくこれに応じ、又は乙が求めたときはいつでもリース車両の所在を明らかにし、乙にリース車両を確認させるものとする。

５　甲は、乙からリース車両に乙の所有権を明示する標示若しくは標識等を設置するよう指示があったときは、異議なくこれに応じるものとする。

６　甲は、自動車について道路交通法に定める違法駐車（以下「違法駐車」という。）をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担する。乙が警察等から違法駐車の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とする。

（原状の変更）

第 10 条　甲は、リース車両の改造、模様替、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得るものとする。

２　前項の行為に係る費用は、甲が負担するものとする。

（事故処理）

第11条　甲は、リース車両に事故が発生したときは、速やかに乙の定める内容に従い乙に事故報告を行うものとする。

２　リース車両が事故により損傷した場合は、甲は、遅滞なく乙指定の整備工場に搬入し、甲の負担によりリース車両を修理するものとする。ただし、やむを得ない場合は、甲は、あらかじめ乙の承諾を得て、最寄りの整備工場に修理を依頼することができるものとする。

（賠償責任）

第12条　甲は、リース車両又は提供を受けた代車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。ただし、乙は、必要に応じ、甲に助力して解決にあたるものとする。

（リース車両の滅失・き損、契約の終了）

第13条　リース車両の返還までに生じたリース車両の滅失・き損等についてのすべての危険は、甲が負担するものとする。ただし、甲の通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りではない。

２　リース車両が滅失（修理が不可能な場合を含む。）し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該リース車両に係る残賃貸借料全額と賃貸借期間満了時のリース車両簿価額の合計額から、仕様書に定める乙負担の費用等のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害金として乙に支払うものとする。

（費用負担）

第14条　甲は、任意自動車保険料を負担し、乙は、仕様書に定める費用を負担するものとする。

２　第２条の賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率又はこの契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償責任保険料の額が変更された場合又は法令の制定若しくは改廃により整備、部品の追加若しくは関連作業が必要な場合の取扱いは、甲、乙協議の上、変更契約の締結により決定するものとする。

（履行遅滞の場合の違約金）

第15条　乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、第３条に規定する月額賃貸借料金（以下「月額賃貸借料金」という。）に賃貸借期間の月数を乗じて得た額（以下「契約金額」という。）につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

（リース車両の返還）

第16条　甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、引渡場所において物件を乙に返還するものとする。

２　前項の規定によりリース車両を返還した場合において、リース車両若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

（メンテナンスサービス）

第17条　乙は、第２条の賃貸借期間中、リース車両について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項及び仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

(1) 甲の故意、過失又は契約違反に起因する修理。

(2) 天災地変、その他の不可抗力に起因する修理。

(3) 法令の制定若しくは改廃又はこれらに基づく官公庁の指示、指導等に起因する修理、改造若しくは部品の取付け。

(4) 事故に起因する修理又は腐食等自然損耗による修理。

２　メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、リース車両がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡をするものとする。

３　メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとする。なお、乙は、道路運送車両法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとする。

４　甲は、担当工場が継続車検等の手続を代行する際に、放置違反金滞納の有無を一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は各都道府県警察に照会することに予め同意する。また、当該照会に関する同意書の提出を求められたときは、所定の同意書を直ちに乙又は担当工場に提出する。

５　甲が放置違反金を滞納したこと又は甲が前項の同意書を提出しないこと等に起因する継続車検の遅延又は不能について、乙は一切責任を負わないものとする。また、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る自動車の検査、自動車損害賠償責任保険料等の一切の費用は甲の負担とする。

（スケジュール点検）
第18条　メンテナンスのうちスケジュール点検とは、乙が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。
２　スケジュール点検は６か月毎に実施するものとする。ただし、甲は、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予定走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、甲の費用負担により同様の点検をすることを乙に対して要請することができるものとする。
（契約解除）
第19条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
第19条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。
第19条の３　甲は、第19条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
２　甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
３　甲は、前２条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
４　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
(1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の１に相当する額。
(2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本賃貸借期間の満了日までの期間に対する契約金額の10分の１に相当する額。
６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
７　第２項及び第３項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができる。
８　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
（暴力団等の排除）
第20条　甲は、次条第１号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員
(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第２号)第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
２　前条第４項から第６項まで及び第８項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。
（情報の利用）
第21条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。
(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
（警察の捜査への協力）
第22条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。
（適正な労働条件の確保）

第23条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第24条　乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の１０分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1)刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６による刑が確定したとき。

(2)刑法第１９８条による刑が確定したとき。

(3)公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4)公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5)前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（調査への協力）

第25条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な帳簿の閲覧又はこの契約に関する情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請を応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度から６年間は同様とする。

（登録情報の提供）

第26条　甲は、乙が運輸支局、自動車検査登録情報協会、軽自動車検査協会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することについて、予め承諾する。

２　乙の名称変更、住所変更、合併・会社分割・事業譲渡等の事由により、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合、甲は、乙が当該変更登録・移転登録を行うこと及び乙が甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続を行うことを予め承諾するとともに、当該手続について乙に協力する。

（その他）

第27条　この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　年　月　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

兵庫県知事　　齋　藤　元　彦

乙　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

別表

No	車種	メーカー	車名／型式	借入場所 （保管場所）	月間予定 走行距離	賃貸借期間	月額賃貸借料 （うち消費税及び地方消費税の額）
1	貨物車			但馬長寿の郷	1,000km	R9.5.15 ～ R16.5.14	
2	貨物車			但馬長寿の郷	1,000km	R9.5.15 ～ R16.5.14	
3	貨物車			但馬長寿の郷	1,000km	R9.5.15 ～ R16.5.14	

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

２　乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第１から第５までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第１の第２項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は　その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に

報告しなければならない。

3　甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

4　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署から行政指導があった場合の措置）

第5　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3　乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4　乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第6　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。 (乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

（損害賠償）

第7　乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第8　乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

（1）　労働基準法（昭和22年法律第49号）
（2）　労働組合法（昭和24年法律第174号）
（3）　最低賃金法（昭和34年法律第137号）
（4）　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
（5）　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
（6）　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
（7）　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
（8）　労働契約法（平成19年法律第128号）
（9）　健康保険法(大正11年法律第70号)
(10)　厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
(11)　雇用保険法(昭和49年法律第116号)
(12)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借（メンテナンスリース）

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号　　（　　）　　－　　番
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
⑽ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
⑾ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
⑿ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所

会 社 名

代表者名

電話番号　　（　　）　　－　　番

電子メール

様式第１号（第５条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　　様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号
メールアドレス

案件名　「但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借（メンテナンスリース）」

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

１　県内に有する事業所等の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　県内に有する事業所等の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　県内に有する事業所等の代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　留意事項

１　この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。

２　この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

但馬長寿の郷公用車３台の賃貸借（メンテナンスリース）

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。